（準用）

第三十条　第四条、第五条、第八条及び第十九条の規定は、賃貸事業者に準用する。この場合において、第四条中「修理又は販売」とあるのは「製造、修理又は販売」と、第五条中「前各条」とあるのは「第二十三条から第二十六条まで及び第三十条において準用する第四条」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十八条第一項の規定に基づき、電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

電気冷蔵庫の製造等の事業を行う者の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項（第一条―第九条）	第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項（第一条―第九条）
第二章　修理事業者の判断の基準となるべき事項（第十条―第十五条）	（新設）
第三章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（第十六条―第二十二条）	第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項（第十条―第十六条）
第四章　賃貸事業者の判断の基準となるべき事項（第二十三条―第三十条）	（新設）
附則	附則
第二章　修理事業者の判断の基準となるべき事項	（新設）
（原材料等の使用の合理化）	（新設）
第十条　電気冷蔵庫の修理の事業を行う者（以下「修理事業者」という。）は、電気冷蔵庫に係る使用済物品等の発生を抑制するため、小型の又は軽量なコンプレッサー、筐体その他の部品等の採用その他の措置により、電気冷蔵庫に係る原材料等の使用の合理化を行うものとする。	（新設）
（長期間の使用の促進）	（新設）
第十一条　修理事業者は、電気冷蔵庫に係る使用済物品等の発生を抑制するため、耐久性の高いコンプレッサーその他の長期間の使用が可能な部品等の採用、品質の維持又は向上、機能の維持又は高度化その他の措置により、電気冷蔵庫の長期間の使用を促進するものとする。	（新設）
（修理に係る安全性の確保）	（新設）
第十二条　修理事業者は、電気冷蔵庫に係る使用済物品等の発生を抑制するため、修理に使用する部品等の原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保するものとする。	（新設）